

令和7年度滋賀県市町村職員退職手当組合
中途採用者(就職氷河期世代)採用試験公告

令和7年度滋賀県市町村職員退職手当組合中途採用者(就職氷河期世代)採用試験を次のとおり行います。

令和7年4月1日

滋賀県市町村職員退職手当組合
組合長 伊藤 定 勉

記

1 職種及び採用予定人員

一般事務 1名程度

2 受験資格

昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。学歴は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 本組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 職務の内容

組合事務局において、一般行政事務に従事します。

本組合は、滋賀県内6市6町10一部事務組合1広域連合で組織し、これら構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務と負担金納入事務を共同処理している特別地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づく一部事務組合)であり、本組合の職員は地方公務員です。

なお、当組合の事務のほか、県内市町等で構成する他の一部事務組合等の事務に従事していただく場合があります。

4 試験の内容

(1) 一次試験

① 試験日 令和7年6月22日(日)

(受付は午前9時から午前9時40分まで)

② 場 所 彦根勤労福祉会館
滋賀県彦根市大東町 4-28

③ 試験科目

ア. 職務能力試験：午前 10 時から午前 11 時まで【60 題 1 時間】

地方行政への関心と理解、文章を正確に理解し事務を円滑に遂行する能力、論理的に思考し判断する能力、現状や統計等の資料を分析し課題を発見する能力、国内外の社会情勢への理解と新たな課題（地球環境、ICT 化等）に対応するための基礎知識

イ. 職務適応性検査：午前 11 時 15 分から午前 11 時 35 分まで【150 項目 20 分間】

公的部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる検査

④ 合格発表 試験の結果に基づいて合否を決定のうえ、令和 7 年 7 月上旬（二次試験の 1 週間前）までに受験者全員に通知します。

なお、電話での合否の問い合わせについては、いかなる場合にも応じません。

(2) 二次試験

試験日時、会場等		試験科目
第二次試験	令和 7 年 7 月 18 日（金）予定 試験会場：大津市内 （第一次試験合格者に別途案内します）	作文試験 面接試験

5 受験手続

(1) 申込の手続き

受験を申込み場合は、「採用試験受験申込」と朱書きした封筒に次の書類を入れ、下記申込先に郵送又は持参してください。郵送する場合は、簡易書留郵便にして送付してください。

ア 申込書、履歴書

①本組合ホームページ (<http://www.shiga-chousonkai.jp/>) からダウンロードした申込書と履歴書を使用し受験者本人が記入してください。諸事情によりダウンロードができない場合は、本組合での直接受取も可能です。ただし、郵送、宅配便での送付依頼には応じかねますので、予めご了承ください。

②申込書上の受験票と履歴書には、申込前 1 か月以内に撮影した無帽上半身正面向きの写真（縦 4.5cm・横 3.5cm）をそれぞれ 1 枚ずつ計 2 枚を貼り付けること。

③履歴書は【記入に際しての注意事項】に留意の上、各項目を漏れなく記入すること。

ただし、学歴については、高等学校以上の学歴を記入のこと。

イ 110 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長型 3 号：縦 23.5cm・横 12cm）

(2) 申込受付期間

令和7年4月21日(月)から令和7年5月21日(水)

持参する場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、令和7年5月21日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 申込先

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階
滋賀県市町村職員退職手当組合

(4) 受験票の発送

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。令和7年5月30日(金)までに受験票が到着しないときは、お問い合わせください。

(5) その他

申込書、履歴書等、提出いただいた書類は一切お返ししません。本組合等が取得した個人情報については、今回の滋賀県市町村職員退職手当組合職員採用試験の円滑な実施のために用いそれ以外の目的には使用しません。

6 採用

(1) 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

(2) 受験資格がないこと、申込書、履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消します。

(3) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載します。採用候補者名簿登載は、採用候補者資格を取得した者であり、採用決定者ではありません。

(4) 採用決定者には、別途通知し、原則として令和7年10月1日に採用されます。

7 給与

給与については、滋賀県市町村職員退職手当組合給与条例に基づき支給されます。

職務経験のある方については、それに応じて、一定の基準により加算されることがあります。

このほかに、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの条件に応じ支給されます。

ただし、給与等は、条例等の改正(給与改定等)により変更されることがあります。

8 お問い合わせ先

不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒520-0807

滋賀県大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階

滋賀県市町村職員退職手当組合 担当：友岡

電話番号 077-526-2222